

令和元年11月28日

教育委員会第11回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第 1 1 回定例会記録

◇開会年月日 令和元年 11月 28日 (木曜日)

午後 1時 30分開会

午後 2時 50分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直 彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	川 田 知 宏 君	学 校 安 全 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	安 倍 秀 一 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	石 川 儀 幸 君
石 巻 中 央 長 公 民 館 長	保 原 恵 美 子 君	稲 井 公 民 館 長	今 野 浩 君
図 書 館 長	武 山 雄 子 君	副 参 事 (学 区 再 編 担 当)	遠 藤 敏 明 君

◇書 記

教 育 総 務 課 佐 長 補 務	星 憲 君	教 育 総 務 課 幹 主	熱 海 照 郎 君
教 育 総 務 課 査 主	三 浦 麻 里 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・ 教育長報告
- ・ 令和元年度教育費に係る補正予算の要求について
- ・ 石巻市教育振興基本計画実施計画 平成30年度実績と評価について
- ・ 石巻市総合運動公園の指定管理者制度の導入及び指定管理者の指定について
- ・ 石巻市複合文化施設の指定管理者の指定について
- ・ 石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者の指定について

審議事項

第35号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱の一部を改正する告示

第36号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和元年第11回定例会を開会します。
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が6件、審議事項が2件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私から報告を申し上げます。
私からは、県教育委員会との教育懇話会、大川小学校関連について報告いたします。
始めに、宮城県教育委員会と市町村教育委員会との教育懇話会が11月14日、県庁で開催され、阿部委員と私が出席いたしました。
当日の資料を配布しておりますので御覧いただきたいと思います。
開会后、県教育委員会の伊東教育長の開会の挨拶に始まり協議に入りました。始めに、圏域別会議の内容に関する情報共有について、松本教育次長から不登校対策について主な意見の説明がありました。次に、学力向上について協議いたしました。始めに、今年度から始まっております学力向上マネジメント支援事業について奥山義務教育課長から説明がありました。その後、支援事業を行っている4つの教育委員会から取組状況について発表を行いました。白石市、塩竈市、大崎市、そして最後に石巻市から情報提供を行っております。
次に、児童・生徒の生活習慣の改善について教育企画室長から説明がありました。その後、大河原町教育委員会からゲーム、携帯、スマホのよりよい使い方を考えるプロジェクトについて情報提供がありました。
その他の説明報告事項として、5点について県教育委員会から報告がありました。
最後に、伊藤均教育委員から感想を含めお礼を兼ねて閉会の挨拶が行われております。

次に、例年11月に行っております宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査は、来年度から選抜方法が変更になりまして1月に実施することになっておりますので、1月の定例会で報告を申し上げます。

次に、大川小学校関連ですが、国家賠償等請求事件に係る損害賠償金及び遅延損害金の取扱いに関する覚書を10月25日付けで宮城県と石巻市が締結いたしました。それを受けて、宮城県は10月29日付けで総額20億5,648万3,550円を原告側に支払いを完了しております。

また、大川小学校遺族説明会を12月1日、次の日曜日になりますが、午後1時から河北総合センター交流ホールにおいて、亀山市長、菅原副市長、宮城県教育委員会伊東教育長、及川事務局長、私等が出席し、謝罪や意見交換を行う予定としております。

最後に、市議会第4回定例会は来週12月5日に開会し、20日までの16日間の予定となっております。

以上で報告を終わります。

ただいまの報告に関して、御質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

令和元年度教育費に係る補正予算の要求について

○教育長（境 直彦君） なければ次に、令和元年度教育費に係る補正予算の要求についての報告を教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、令和元年度教育費に係る補正予算の要求について御説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページを御覧願います。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第4回定例会に提案するため、現在事務局で編成作業を行っている教育関連の予算要求について報告するものでございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

始めに、歳出から御説明いたしますので2ページを御覧願います。

番号1、私立幼稚園施設等利用支援事業費では、幼児教育・保育の無償化に伴い、一部の幼稚園が保育料を改定したこと、また、預かり保育の利用者が当初の見込みより増加していることから、幼稚園への給付に要する経費を増額要求するものでございます。

次に、番号2、遊楽館管理費では、遊楽館漏水調査・防水改修工法検討業務の結果をもとに改修工事の設計費用を計上しております。

次に、番号3、複合文化施設整備事業費及び番号4、複合文化施設災害復旧費では、展示工事における設計と工事が同一業者に決定し、工事監理業務が不要となったこと、また、継続費年割額の変更に伴い事業費を減額要求するものでございます。

次に、継続費について御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

番号1、複合文化施設整備事業及び番号2、複合文化施設災害復旧事業では、請負業者と協議の結果、継続費年割額の変更を要求するものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

番号1、児童生徒検診業務及び番号2、自動体外式除細動器借上料（学校施設）（令和元年度分）では、令和2年度当初から直ちに各業務を実施するため、今年度中に契約手続を行うことから債務負担行為を設定するものでございます。

次に、番号3、複合文化施設管理運営業務から番号5、総合運動公園管理運営業務までは、令和2年4月から各施設の指定管理を新たに実施又は更新するため、指定管理料に対して債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので1ページにお戻り願います。

番号1、子育てのための施設等利用給付交付金（1／2）及び番号3、（仮称）市民文化ホール建設基金繰入金につきましては、歳出事業費に連動した特定財源の増減額を要求しております。

次に、番号2、災害復旧費寄附金（教育委員会分）では、東日本大震災に伴う学校教育等に関して寄せられた寄附金を要求しております。

以上が、今回の補正予算の概要となりますが、要求内容及び要求額は現時点のものであり、今後、編成作業の過程で変更となる場合がございますので御了承願います。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して御質問等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

（「はい」との声あり）

石巻市教育振興基本計画実施計画 平成30年度実績と評価について

○教育長（境 直彦君） なければ次に、石巻市教育振興基本計画実施計画 平成30年度実績と評価についての報告を教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、石巻市教育振興基本計画実施計画 平成30年度実績と評価について説明させていただきます。

別冊1及び別冊1-2を御覧願います。

本市教育施策につきましては、平成29年12月に策定いたしました石巻市教育振興基本計画実施計画に基づき評価を実施することとしております。

評価の実施に当たりましては、平成30年度計画の進捗状況を把握するとともに、実効性のある施策の推進を図るため、平成29年度計画の137の事務事業に新たに1事業を加えた138の事務事業につきまして実績調査を行いました。各事務事業につきましては、目標の達成状況や取組状況等から事業担当課において評価を行い、その評価を踏まえながら各基本施策及び各施策目標の評価を行っております。

これから説明させていただきます石巻市教育振興基本計画実施計画 平成30年度実績と評価の資料は、別冊1、施策目標と基本施策及び別冊1-2、事業実績一覧の2冊となっております。

それでは、資料の内容について説明させていただきますので、始めに別冊1の施策目標と基本施策を御覧ください。

始めに、資料の構成について御説明させていただきます。

3ページから御覧願います。

3ページは、各施策目標の評価と基本施策の評価を一覧にまとめたものでございます。

4ページと5ページには、実施計画で定めております主要な事務事業の指標についてそれぞれ目標の達成状況を記載しております。

次のページからは、施策目標と基本施策の評価を4つの施策目標ごとに記載しております。

施策目標1は6ページから29ページ、施策目標2は30ページから42ページ、施策目標3は43ページから49ページ、施策目標4は50ページから60ページとなっております。

施策目標ごとの記載内容といたしましては、初めのページに評価の一覧を、次のページには各基本施策の状況について主要な事務事業の指標の実施状況を、最後の欄には数値化した施策目標に係る評価を記載しております。

その次のページからは、基本施策ごとに各事業の取組の成果及び評価の理由と、最後の欄に数値化した評価を記載しております。

次に、別冊1－2、事務事業一覧を御覧願います。

こちらの資料は、事業ごとの実績と評価を記載しております。

1 ページ目を御覧願います。

上段と下段の枠内にそれぞれ事業を記載し、事業の事務事業の概要、活動指標及び成果指標の目標の達成状況と事業の総合評価、事業の実施状況、取組の成果及び評価の理由、事業を進める上での課題、今後に向けての改善策等を記載しております。

続いて、各評価方法について御説明させていただきますので、別冊1、施策目標、基本施策にお戻りいただきまして、2 ページを御覧願います。

丸の1つ目、事業の評価につきましては、事業ごとに活動指標及び成果指標を設定しておりますが、その目標値に対し実績から割り出した達成率により、AからFの6段階で評価しております。達成率100%以上がA、80%以上100%未満をB、60%以上80%未満をC、40%以上60%未満をD、40%未満をE、実施できなかった場合をFとしております。総合評価につきましては、指標の評価を踏まえながら事業全体の実施状況、取組の成果等から事業担当課が総合的に勘案し、AからFで評価を行っております。

丸の2つ目、基本施策の総合評価につきましては、各事業の総合評価と基本施策内の全ての活動指標及び成果指標のうち、評価がA又はBとなった指標の割合から順調に進捗している場合を◎、おおむね順調に進捗しているを○、それから、やや進捗が遅れている場合を△、進捗が遅れている場合を×として4段階で評価をしております。

丸の3つ目、施策目標の総合評価につきましては、各基本施策の総合評価と施策目標内の主要な事務事業の指標のうち、評価がA又はBとなった指標の割合から基本施策の総合評価と同じように◎、○、△、×の4段階で評価をしております。

続いて、施策目標と基本施策の評価結果について御説明させていただきますので、6 ページを御覧願います。

施策目標1、社会を生き抜く力の養成には10の基本施策がありますが、このうち◎、順調に進捗していると評価したものは4つ、○、おおむね順調に進捗していると評価したものは5つ、×、進捗が遅れていると評価したものは1つでございました。

次のページから、各基本施策の状況について記載しておりますが、御説明は割愛させていただきます。

施策目標 1 の22の主要な事務事業の指標のうち、評価がA又はBとなったものは17指標で、主要な事務事業の指標全体に占める割合は77.3%となっています。以上により、施策目標 1 の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

次に、各基本施策の評価について説明をさせていただきますので、10ページを御覧願います。

施策目標 1 の基本施策 1、確かな学力の育成につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた 8 事業のうち、評価Aが 1 事業、評価Bが 6 事業、評価Cが 1 事業でした。これらの各事業の状況につきましては、10ページ及び11ページに記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

11ページの最後の全体の評価について、8事業の活動指標及び成果指標につきましては、16指標のうち評価がA又はBとなったものは11指標で、指標全体に占める割合は68.8%となっています。以上により、基本施策 1 の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

なお、各指標の評価につきましては、別冊 1 - 2 の事業実績一覧に記載がございますので、後ほど御覧願います。

続きまして、12ページを御覧願います。

基本施策 2、豊かな心の育成につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた12事業のうち評価Aが 4 事業、評価Bが 7 事業、評価Cが 1 事業でございました。14ページの全体の評価について、活動指標及び成果指標については21指標のうち評価がA又はBとなったものは16指標で、指標全体に占める割合は76.2%となっています。以上により、基本施策 2 の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

続きまして、15ページを御覧願います。

基本施策 3、健やかな体の育成につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた16事業のうち評価Aが12事業、評価Bが 4 事業でございました。17ページ全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては、31指標のうち評価がA又はBとなったものは29指標で、指標全体に占める割合は93.5%となっております。以上により、基本施策 3 の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

続きまして、18ページを御覧願います。

基本施策 4、防災教育の充実につきましては、2事業とも評価Aでございました。一番下の全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては4指標全てが評価Aであり、基本施策 4 の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

続きまして、19ページを御覧願います。

基本施策5、現代社会に対応した教育の推進につきましては、7事業のうち評価Aが3事業、評価Bが4事業でございました。20ページ、全体の評価についての活動指標及び成果指標につきましては、14指標のうち評価A又はBとなったものは12指標で、指標全体に占める割合は85.7%となっています。以上により、基本施策5の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

続きまして、21ページを御覧願います。

基本施策6、特別支援教育の充実につきましては、5事業のうち評価Aが4事業、評価Cが1事業でございました。22ページ、全体の評価について活動指標及び成果指標につきましては、9指標のうち評価がA又はBとなったものは8指標で、指標全体に占める割合は88.9%となっています。以上により、基本施策6の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

続きまして、23ページを御覧願います。

基本施策7、不登校児童生徒対策の充実につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた3事業のうち評価Aが1事業、評価Bが2事業でございました。下の欄、全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては、5指標のうち評価がA又はBとなったものは4指標で、全体に占める割合は80%となっております。以上により、基本施策7の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

続きまして、24ページを御覧願います。

基本施策8、定住外国人の児童生徒への支援の充実につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた1事業が評価Dでございました。下の欄、全体の評価について、活動指標及び成果指標については、2指標どちらも達成率が50%台となっており、基本施策8の総合評価は×、進捗が遅れているとしております。

25ページを御覧願います。

基本施策9、幼児教育の充実につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた18事業のうち評価Aが11事業、評価Bが4事業、評価Cが3事業でございました。27ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては35指標のうち評価がA又はBとなったのは30指標で、指標全体に占める割合は85.7%となっております。以上により、基本施策9の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

28ページを御覧願います。

基本施策10、高校教育の充実につきましては、5事業のうち評価Aが4事業、評価Bが1事

業でございました。29ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標については10指標全てが評価A又はBであり、基本施策10の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

次に、施策目標2の評価結果について御説明させていただきますので、30ページを御覧願います。

施策目標2、安全に安心して学ぶための環境づくりは、5つの基本施策がありますが、全ての評価が◎、順調に進捗しているでございました。施策目標2の7つの主要な事務事業の指標のうち、評価がA又はBとなったのは5指標で、主要な事務事業の指標全体に占める割合は72.4%となっております。以上により、施策目標2の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

次に、各基本施策の評価について説明させていただきますので、33ページを御覧願います。

施策目標2の基本施策1、学校施設整備の充実につきましては、12事業のうち評価Aが10事業、評価Bが2事業でございました。35ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標については、17指標のうち評価がA又はBとなったのは15指標で、指標全体に占める割合は88.2%となっております。以上により、基本施策1の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

36ページを御覧願います。

基本施策2、児童生徒の安全の確保につきましては、11事業のうち評価Aが9事業、評価Bが1事業、評価Cが1事業でございました。37ページの下、全体の評価について、活動指標及び成果指標については、19指標のうち評価がA又はBとなったのは17指標で、指標全体に占める割合は89.5%となっております。以上により、基本施策2の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

38ページを御覧願います。

基本施策3、学習機会の平等につきましては、5事業全てが評価Aでございました。39ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標については、8指標のうち評価がA又はBとなったのは7指標で、指標全体に占める割合は87.5%となっております。以上により、基本施策3の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

40ページを御覧願います。

基本施策4、教職員の資質向上につきましては、7事業のうち評価Aが6事業、評価Bが1事業でございました。41ページの全体の評価について、活動指標及び成果指標については14

指標全てが評価A又はBであり、基本施策4の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

続きまして、42ページを御覧願います。

基本施策5、小・中学校の適正規模と適正配置の実現につきましては、2事業どちらも評価Aでございました。活動指標及び成果指標についても3指標全てが評価Aであり、基本施策5の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

次に、施策目標3の評価結果について御説明させていただきますので、43ページを御覧願います。

施策目標3、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりには3つの基本施策がございますが、このうち◎、順調に進捗していると評価したものは1つ、○、おおむね順調に進捗していると評価したものは2つでございました。施策目標3の5つの主要な事務事業の指標は全て評価Aであり、以上により施策目標3の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

次に、各基本施策の評価について御説明させていただきますので、45ページを御覧願います。

施策目標3の基本施策1、家庭の教育力の向上につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた5事業のうち評価Aが1事業、評価Bが3事業、評価Cが1事業でございました。45ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標については、10指標のうち評価がA又はBとなったのは8指標で、指標全体に占める割合は80%となっております。以上により、基本施策1の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

47ページを御覧願います。

基本施策2、地域との連携・協働の強化につきましては、7事業のうち評価Aが4事業、評価Bが3事業でございました。48ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては、14指標のうち評価がA又はBとなったのは12指標で、指標全体に占める割合は85.7%となっております。以上により、基本施策2の総合評価は◎、順調に進捗しているとしております。

続きまして、49ページを御覧願います。

基本施策3、開かれた学校づくりの推進につきましては、3事業のうち評価Aが1事業、評価Bが1事業、評価Cが1事業でございました。下の欄の全体の評価について、活動指標及び成果指標については、6指標のうち評価がA又はBとなったものは5指標で、指標全体に占める割合は83.3%となっております。以上により、基本施策3の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

次に、施策目標4の評価結果について御説明させていただきますので、50ページを御覧願います。

施策目標4、豊かな地域社会を育む学習・スポーツ・文化の推進には、4つの基本施策がございますが、全ての評価が○、おおむね順調に進捗しているございました。施策目標4の8つの主要な事務事業の指標のうち、評価がA又はBとなったものは7指標で、主要な事務事業の指標全体に占める割合は87.5%となっております。

次に、各基本施策の評価について御説明させていただきますので、53ページを御覧願います。

施策目標4の基本施策1、生涯学習の推進につきましては、同一基本施策内における再掲事業及び平成29年度で完了済みの事業を除いた11事業のうち評価Aが5事業、評価Bが4事業、評価Dが1事業、評価Fが1事業でございました。54ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては、15指標のうち評価がA又はBとなったものは14指標で、指標全体に占める割合は93.3%となっております。以上により、基本施策1の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

続きまして、55ページを御覧願います。

基本施策2、生涯にわたるスポーツ活動の推進につきましては、同一基本施策内における再掲事業及び平成29年度で完了済みの事業を除いた6事業のうち評価Aが3事業、評価Bが2事業、評価Eが1事業でございました。56ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標については、10指標のうち評価がA又はBとなったのは7指標で、指標全体に占める割合は70%となっております。以上により、基本施策2の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

続きまして、57ページを御覧願います。

基本施策3、文化芸術活動の推進につきましては、7事業のうち評価Aが4事業、評価Bが1事業、評価Cが2事業でございました。58ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては、12指標のうち評価がA又はBとなったものは9指標で、指標全体に占める割合は75%となっております。以上により、基本施策3の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

続きまして、59ページを御覧願います。

基本施策4、郷土への理解と伝統・文化の保存及び継承につきましては、同一基本施策内における再掲事業を除いた6事業のうち評価Aが3事業、評価Bが2事業、評価Cが1事業でございました。60ページ、全体の評価について、活動指標及び成果指標につきましては、9指標

のうち評価がA又はBとなったものは6指標で、指標全体に占める割合は66.7%となっております。以上により、基本施策4の総合評価は○、おおむね順調に進捗しているとしております。

以上が、教育振興基本計画実施計画の施策目標、基本施策の評価となります。

なお、各事業の詳細な実施状況、評価等については別冊1-2、事業実績一覧の方でございますが、説明は割愛をさせていただきます。

御報告させていただきました平成30年度実績と評価を踏まえ、各担当課において適宜目標の見直しを行うとともに、委員の皆様から御意見をいただき、来年度の事業の実施に反映させていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、御質問等はございませんでしょうか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 40ページ、教職員の資質向上のところ、事業番号96の文章中、長時間労働者は対前年度比で4.8%増加している結果が出ていますが、これを教育委員会ではどのように見ているのか。これだけの努力をなさって増加傾向にあるということを不安に思ったもので、どのようにこの4.8%の結果について思っているか、感じているか。

それから、県や国で行われている働き方改革と、全体の事業数の整合性は保たれているのかというか、矛盾はないのか。働き方改革の上で、先生方が授業外に抱える事業が多いのではないかという気もしないわけではないのですが、その辺を、働き方改革と併せて何か考えていることがありましたら教えていただきたいと思います。このままの事業数でいいものなのか、それともどこかを削り、もっとスリムな事業内容にし、先生方が子供たちの授業の方により目を向ける時間をあげられるものなのかどうか、もしお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 前段の部分を教育総務課長、後段を学校教育課長にお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） 別冊1-2の58ページ下段に、ただいま今井委員の質問の事業番号96番について、目標の達成状況の教職員の長時間労働の削減というところでございますが、目標値に対して実績は104.8%で増加していると。長時間労働の労働者数が平成29年度は

1,509人、平成30年度には1,582人ということで、73人、4.8%の増加となっております。

ただいま教職員の働き方改革につきましては、まだ本格的な着手はしておりませんが、まず各課におきまして、教職員の時間外の縮減に影響があるというような事業をピックアップし、教育委員会の各事業の中でできることは何かという洗い出しを始めた段階でございます。

今のところはそのような状況で進めているところでございます。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） 先ほど、今井委員のお話にありましたとおり、働き方改革も含めた教職員の時間の在り方というのは、一番は子供との関わりを大事にした時間でありたいということは本当に考えているところでございます。この点につきましては、単純にその時間を増やせばいいというものではなく、子供と関わる質といいますか、適切な関わり方も教職員に大事にさせていきたいと考えております。現在、学力向上も踏まえた研修会で、市全体で先生方の資質能力を高めているところです。

とはいえ、先生方の労働時間等につきましては、やはり多いということでありまして、単純に、例えばタイムレコーダーを置いたからといって、6時に帰宅し、持ち仕事をするというだけでは、これは働き方改革にはならないと思っておりますので、今の段階では、先ほど教育総務課長がお話しした教育委員会としてということはあると思いますが、石巻の学校数の多さ、地域性ということを考えまして、校長会を通し、今、各学校で工夫してやっているところは何なのか、例えば2回、2日に分けて行っていた会議を1日にして時間をつくり出す等、それぞれの学校で創意工夫している内容が現在もありますので、それを学校間で共有し、できることから少しずつ進め、子供たちへの大事な時間をつくり出すということ、また同時に、職員の過重労働にならないようにということで進めていきたいと思っております。

○教育長（境 直彦君） 今井委員。

○委員（今井多貴子君） 過重労働になっているせいでストレスをため、精神的に追い込まれる先生方が少しずつではありますが増えています。そのような先生方が高校から小学校までの間に結構多いという現実が、ここ宮城県、石巻市だけでなくとも騒がれるようになっていきます。一つの例として、石巻市内の小学校の障害者の子供なのですが、もちろん支援の人を当てていただいているので支援をしていただいている人も先生もその子が障害を持っていて、例えば聞こえにくいとか聞きにくいとか、理解しにくいとかということ分かっていますが、その子と何度か関わったときに罵声を浴びせてしまったのです。少しきつい言葉でその子に言ったので

す。その子は耳に障害があるから聞こえないと思ったのか、聞こえてもいいかという思いだったのか、その子はそれをしっかり受けとめていたのです。

その子供から訴えられたのが私でした。お母さんにもお父さんにも当然言わず、こうこうこうだったんだよな、でも僕聞こえてただけけれどもな、という。その先生に対する不信ですね。それは先生が一概に悪いのではなく、その前年に持った担任の先生方などとすり合わせという大変ですけども、ああ、そういうときはこういうふうに指導するところなのだよ、というような、職員会議の場ではなく、何か先生方の茶話会のようなものが学校内であって、子供との間の悩みをお互いにもっと言える場所がないのかなと。

子供のために先生方が抱えてしまう問題を、もう少しお互いに言い合えて、ああそうだ、あの子の場合はこういうふうに対処するとこういうふうがいいことがあったのだよ、などということをもっと、何か職員会議ではないもっとリラックスした場で会話ができるような、職員室のムードもつくっていただきたいと思います。そうすれば意外に簡単にこういう問題は解決するのではないのでしょうか。もっと柔軟に取り組んでもらいたいと思います。

この頃子供からそのような話を聞いたので、ああ、それはきっと先生忙しかったのだよねと、わかるんだけどさ、僕もちょっとしつこかったんだよね、というのは本人の弁です。反省もしているのだと思ってそこは安心したのですが、先生たちが追われてしまって隠れストレスのようなものがあって、思わず言ってしまった、そういうことは教職員の中で重症化する前にとれたらこんなにいいことないのになと思いました。ありがとうございました。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） 前段でお話ありましたようなことが本当に残念であると思います。その点については先生個人のということもありますでしょうし、あるいは今井委員お話あったとおり、先生方が様々な事務等のことにより余裕がないということももしかしたらあるかもしれません。

そういう点につきましても県教育委員会含め、本教育委員会でも、風通しのいい職場で雰囲気づくりということは校長会を通して、校長先生、教頭先生にお話ししているところですので、この辺は先生方に決められた会議以外のところでも余裕を持って、学校の雰囲気づくりということが大事だと思いますので、この辺についてもお話ししてまいりたいと思います。

○委員（今井多貴子君） よろしくお願ひします。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） この反省の資料を見せていただいて、実は私、すごく心がきゅっとなったといいますか、現場で先生方、学校の方では大変苦勞しながらやっているな、例えば防災関係に力をずっと入れてきて効果も上がってきている、でも防犯の方がなかなかそこまでいかない、同じ決まった時間の中で、1年間の中で、これもやればいい、これもやればいいというのはよく分かっていても、どこかにこういう軽重を付けざるを得ないようなその心境といいますか、それがよく分かって、防災に力を入れている中で、防犯についても関連付けながらとかそういう工夫をきつとなさっているのだろうなということが、ありありとこの資料から感じ取られて、ああ、大変だなときゅっとなったわけなのです。

それからもう一つは、学校教育関係で英語教育が始まるということで、ALTの先生とか外国語の補助員について、先を考えて増加をしていただいている。ただ、この前、機会をいただいて小学校の英語教育の授業を参観させていただきました。ALTの先生がお話しになる、ネイティブイングリッシュを聞くことができる、それから、研修に行っている中学校の先生の授業だったのです。中学校の英語の先生ですから普通に話せますよね。子供は、そこに担任がいたのですが、質問されて答えるときに、何となく自信がなくて担任の先生の顔を見るのです。授業をしているのはALTの先生と中学校の先生なのですが。小学校の子供たちは担任の先生からいいから言えというようなサインを送られると、安心して手を挙げて英語で答えていたのです。ということは、そういう手当てをしていただいているにもかかわらず、やはり小学校の子供は担任の英語の力に頼らざるを得ないということをととても感じたところです。

ですから、教員の、例えば私が現役にいたときに英語の教育、授業をしなさいと言われてたら、もう私はいろいろなところで英語で立たされた組なので、ああ、ちょっと私ももし現役だったら絶対できないなと。少なからず私のような思いをする先生は多いのではないかと。要求があるけれども、なかなかそこには応じ得ないというのが行政の悩みでもあるかとは思いますが、だからこそこれからそういう中で、学校できゅうきゅうとして胸を痛めているのだろうなということを強く感じたので、そこをお願いできればと思いました。

特殊教育の支援員に関してもそうですし、それから定住外国人のための、なかなか本当に人材がないというのが一番だと思うのです。石巻市の地域性だと思うのですが、いろいろなところから今たくさん来ているようなので、そのようなお子さんがいたときに、対応するために、担任はもちろんですが学校全体としても大変苦勞しているという経験を見てきているので、人材を探すということもなかなか難しく、学校だけではできないところがあるので、それも願

いできればと思います。

課長から最後に、こういう反省を次年度に生かしていきたいというようにお話をいただいたので、資料を見たときに今年の私の気持ちがきゅっとしたので、そのあたりも酌んでいただき支援していただけたらという感想でした。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

そのほかございませんか、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

石巻市総合運動公園の指定管理者制度の導入及び指定管理者の指定について

○教育長（境 直彦君） それでは、次の報告にまいります。

石巻市総合運動公園の指定管理者制度の導入及び指定管理者の指定について、体育振興課長から報告をお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（石川儀幸君） それでは、石巻市総合運動公園の指定管理者制度の導入及び指定管理者の指定について御説明いたします。

表紙番号2の4ページを御覧願います。

始めに、②の背景と目的でございますが、石巻市総合運動公園はスポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に資するため、市民球場等があります北ブロックが平成12年4月から供用されておりますが、石巻トレーニングセンターや石巻商業高校側の南ブロックにつきましても昨年と今年において整備が進められていたところでございます。

これまで市直営で管理運営を行ってまいりましたが、公共施設の適正な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入を検討してきたところ、この度、令和2年度から指定管理者制度へ移行し、指定管理者の指定を行おうとするものであります。

③の根拠法令と④の経過につきましては御覧のとおりでございます。

次に、⑤の主な内容でございますが、施設の概要につきましては、市民球場やフットボール場等の有料施設のほか、やすらぎ広場やこども広場等の無料施設、その他の管理施設で構成されております。

指定管理者候補者等につきましては、特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会を非公募にて選定しようとするものであります。選定理由としましては、石巻市スポーツ協会はスポーツ振

興及び健康づくり事業を行うことにより、健康で明るい住民の育成に寄与するために設立された団体でありまして、現在44のスポーツ団体が加盟し、独自事業のほか市の各種スポーツ事業を担っております。また、平成24年度からは石巻市総合体育館の指定管理者としての実績があり、屋内・屋外の施設をより効果的かつ効率的に活用し、質の高い市民サービスの提供と利用の促進が見込まれることから、同協会を指定管理者として選定するものでございます。

指定期間は令和2年4月から令和7年3月までの5年間となります。

次に、⑥の影響・効果であります。民間運営により柔軟で効率的な施設管理運営と併せ、各種スポーツ事業を実施することによりサービスの向上やスポーツ振興が期待できることと、総合体育館の指定管理業務等との連携が図られることにより、業務の効率化が期待できるものでございます。

概算の指定管理料としましては、令和2年度から6年度までを1億6,980万円の5年間同額で予定しております。

⑦の他自治体の例は御覧のとおりでございます。

⑧の今後の予定でございますが、来月の市議会第4回定例会に指定管理者の指定と補正予算を提案し、議決を得た上で、来年3月に基本協定書の締結、4月に年度協定書の締結と指定管理の開始を予定しております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） 総合運動公園、北側と南側の両方全部を含むところの指定管理者ということでございます。

ただいまの報告に対しまして、御質問等はございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

石巻市複合文化施設の指定管理者の指定について

○教育長（境 直彦君） なければ次に、石巻市複合文化施設の指定管理者の指定について、複合文化施設開設準備室長からお願いいたします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、石巻市複合文化施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

表紙番号2の6ページを御覧願います。

始めに、②の背景と目的であります。東日本大震災により被災し解体した石巻市民会館及

び石巻文化センターの再建に当たり、文化ホール機能と博物館機能を併せ持つ石巻市複合文化施設として整備を進めており、令和3年3月の開館予定となっております。

民間事業者の専門性や創意工夫を活用し、本施設の管理運営を効果的かつ効率的に運営することを目的として指定管理者の指定を行おうとするものであります。

③の根拠法令等と④の経過につきましては御覧のとおりであります。

次に、⑤の主な内容であります。施設の概要につきましては、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨鉄筋コンクリートづくり地上4階建て、敷地面積が2万2,323.89平米、建築面積が8,403.14平米となっております。

指定管理者候補者等につきましては、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団を非公募にて選定しようとするものであります。選定理由としましては、当財団は採算をとることが難しい芸術文化事業を市民へ提供することを目的として平成元年に設立され、旧市民会館や旧文化センター、震災後には河北総合センター、遊楽館の指定管理者として30年以上にわたり芸術文化事業の企画及び実施に係る実績と運営に関するノウハウを蓄積しております。また、震災後の被災者を対象とした事業においても多くの実績を積んでおり、本市の芸術文化事業を担う団体として今後も質の高い芸術文化の発信が可能であることから候補者とするものであります。

指定期間は令和2年4月から令和7年3月までの5年間となります。

次に、⑥の影響・効果であります。複合文化施設を活用した芸術文化事業を効率よく展開でき、芸術文化事業の普及振興が図られること、また、市内類似施設の管理運営と併せての管理運営をすることによって経費の削減が見込まれることとあります。

概算の指定管理料としましては、指定管理初年度となる令和2年度については、開館に向けた準備及び開館後の貸館のための受付等を令和2年4月から行いますが、施設の工事完成後の引き渡しは令和3年1月以降の予定となっております。施設の維持管理に係る経費は2か月分のみを見込み、指定管理料約4,300万円と試算しております。また、令和3年度以降については通年ベースとなり、約2億6,000万から2億8,000万円を見込んでおります。

⑦の他自治体の例は御覧のとおりであります。

⑧の今後の予定であります。来月の市議会第4回定例会に指定管理者の指定と関係予算の補正予算を提案し、議決を得た上で来年3月に基本協定書の締結、4月に年度協定書の締結と指定管理の開始を予定しております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） すみません、⑤の3番をもう少し詳しく説明してください。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） ⑤の3になります。

指定管理期間を令和2年4月1日からとする理由になります。指定管理の期間につきましては令和2年4月から令和7年となりますが、完成につきましては令和3年の時期になりますので令和2年4月の時点では、施設自体はまだ完成していません。

指定管理というのは一般的には施設の維持管理を対象とするものでありますので、完成する前から指定管理をするというのは今回は特別のケースになるわけですが、その理由といたしましては、芸術文化ホールと博物館機能を有する大規模な複合施設にあります。そして、新たな施設の特性上、開館後の貸館に関し、かなり前の段階から受付を行う必要がございますし、それに応じた相談を行っていく必要もございます。それから、施設管理につきましても設備等が大きく、それから管理に係る業務等も多岐にわたるため、準備に時間を要することが想定されますことから、4月からという形で指定管理を行うものとなっております。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、御質問等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） いいですか。

石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者の指定について

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ次に、石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者の指定について、生涯学習課長から報告をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（安倍秀一君） それでは、石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者の指定について御説明いたします。

表紙番号2の8ページを御覧願います。

始めに、②の背景と目的であります。当該施設は平成17年7月1日の供用開始より指定管理者制度を導入し、これまで有限会社ふれあいパークを指定管理者として指定しております。指定管理期間が令和2年3月31日をもって3期目の指定管理期間が終了となります。

本施設の管理運営につきましては、民間事業者の創意工夫を生かし、市民サービスの向上やより効率的で効果的な運営を図ることを目的として、引き続き指定管理者制度を導入し、令和2年4月1日から指定管理者の指定を行うものであります。

③の根拠法令等と④の経過につきましては御覧のとおりであります。

次に、⑤の主な内容であります。施設の概要につきましては管理棟、休憩所、屋外トイレ、駐車場等で、コースは4コース36ホール、敷地面積は7万5,000平方メートルとなっております。

指定管理候補者等につきましては、本年9月10日から10月9日まで事業者を募集したところ、1団体から申請があり、石巻市かなんパークゴルフ場指定管理者選定委員会において提出された事業計画書及び事業者によるプレゼンテーション、ヒアリングの内容を審査した結果、有限会社ふれあいパークを候補者として選定し、指定管理者として指定しようとするものであります。

指定管理期間は令和2年4月から令和7年3月までの5年間となります。

次に、⑥の影響・効果であります。市民サービスの向上とパークゴルフ人口の拡大が図られることとあります。

概算の指定管理料といたしましては、令和2年度から6年度までで場料1,500万円を限度としております。

⑦の今後の予定であります。来月の市議会第4回定例会に指定管理者の指定と補正予算を提案し、議決を得た上で来年3月に基本協定の締結、4月に年度協定書の締結と指定管理の開始を予定しております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して、御質疑等はありませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

第35号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱の一部を改正する告示

○教育長（境 直彦君） なければ次に、審議事項に入ります。

第35号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱の一部を改正する告示について議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） それでは、第35号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱の一部を改正する告示について御説明申し上げます。

資料の表紙番号1の1ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の1ページを御覧いただき

ます。

石巻市立高等学校入学者選抜は、宮城県立高等学校、仙台市立高等学校とともに、宮城県公立高等学校入学者選抜として行っておりますが、令和2年度入学者選抜から制度を変更し、これまでの前期選抜、後期選抜を廃止して第一次募集を実施いたします。これまでは後期選抜と第二次募集で行われた面接、作文は非開示としておりました。今回の入試制度の変更に伴いまして、受験者本人の第一次募集、第二次募集の教科別得点、面接及び作文の得点を開示するよう変更になります。今回の要綱の一部改正につきましては、この変更に伴い関係条文を整理するものでございます。

また、第7条にあります前期選抜については、後期選抜の合格発表の翌日を起算日とするただし書きを削除しております。

なお、附則でございますが、施行期日を令和元年11月28日とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第35号議案 石巻市立高等学校入学者選抜に係る検査結果の簡易開示請求に関する要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第35号議案については原案のとおり可決いたします。

第36号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画について

○教育長（境 直彦君） 次に、第36号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画についてを議題といたします。

学区再編担当副参事から説明をお願いいたします。

学区再編担当副参事。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） ただいま上程されました第36号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画について御説明申し上げます。

表紙番号1の2ページ、あわせまして別冊2をお手元に御用意願います。

別冊2の構成につきまして、石巻市立小・中学校学区再編計画（案）に対するパブリック・

コメントの実施結果について、続きまして、石巻市立小・中学校学区再編計画、令和元年11月としまして、1ページから10ページまで、別冊としまして石巻市立小・中学校学区再編計画地区別計画としまして、1ページから70ページまでとなっております。

始めに、石巻市立小・中学校学区再編計画及び地区別計画を御覧願います。

1ページには本計画の背景や位置付け、2ページには学区再編の基本的な考え方、5ページには学区再編に関する諸課題と対応、8ページには学区再編の進め方、これらにつきまして教育委員会の考え方を提示し、また、具体的な内容については地区別計画の中で計画期間10年間の推計値を用いながら、中学校区を単位に各校の統合に向けた検討の方向性を提示し、検討を要する各校につきましては今後の学校の在り方について地区懇談会を開催して検討することとしております。

また、本計画案につきまして、本年第2回定例会において議決を得た後に、本年5月以降、中学校区を単位に地区説明会を開催し、19会場で延べ270名の方に参加をいただきました。参加した皆様からは、統合決定後の事務の迅速化、コミュニティから学校がなくなることへの不安や学区見直しの検討についてなど、地区ごとに御意見をいただきました。

また、今月には本計画案に対するパブリックコメントを実施し、2件の御意見をいただいたところでございますが、その内容については別冊2の本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果についてを御覧願います。

意見の募集期間は今月5日から18日までの14日間で、1名の個人及び1団体から計2件の御意見をいただきました。意見内容につきましては学区再編の諸課題と対応に関するものが1件、部活動に関連して青葉中学校区に関するものが1件でございました。

いただいた意見の概要は、1、2ページを御覧いただきたいと思います。

1つ目は、統合となり使用しなくなった学校を大規模な天災が起きたとき避難所として開設するのか、衣食住の支給等の課題を想定しているのかという御意見でございました。

2つ目は、中学校入学前に部活動が廃部となれば、部活動のために学区外通学することになるかもしれないので、部活動の存続あるいは学区の一部を再編成できないかという御意見でございました。

これに対する教育委員会の考えとして、事務局が作成した案につきましては資料のとおりでございます。

なお、パブリックコメントでいただいた御意見とそれに対する教育委員会の考え方につきましては、議決を得た後に市のホームページに掲載する予定としております。

地区説明会での御意見及びパブリックコメントの実施結果を踏まえ、事務局といたしましては、本計画案を大幅に修正することなく計画を策定したいと考えております。

なお、添付しております本計画に関しまして、軽微な訂正として3点ほど御報告させていただきます。

1点目は、本計画及び地区別計画全編にわたりまして、年度を平成から令和表記に改めた点でございます。

2点目としまして、別冊2の石巻市立小・中学校学区再編計画1ページの1、本計画の背景のうち、下から3行目を御覧いただければと存じます。本計画案からの経過事項として、「令和元年度においては、小・中学校の保護者や地区住民に対し本計画案について説明会を開催し、計画策定に向け広く周知を図り、意見をお聴きしました」との文章を加えた点でございます。

最後に、3点目として地区別計画のうち学校の沿革を一部訂正した点でございます。例といたしまして、地区別計画の11ページ、2、住吉中学校区の(1)学校の沿革の住吉中学校の欄を御覧いただければと存じますが、沿革の記載で、本計画案の時点では昭和22年開校し現在に至ると表記しておりました。一方、33ページ、山下中学校の欄の記載では、石巻中学校と住吉中学校から分離開校したとの記述でございますので、お戻りいただきまして11ページの住吉中学校の沿革に「昭和57年4月山下中学校開校に伴い学区分割し、現在に至る」との文章を加えてございます。

このように、整合を図る訂正が5項ほど、また、単に分離開校や学区分割などの文言、あるいは年表記を統一する訂正をいたしましたが、本計画内容には影響を及ぼさない範囲で軽微な訂正であることを申し添えます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかはございませんか。

ないようでしたら、第36号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第36号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（境 直彦君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんでしょうか。ないですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、各課長方からございませんでしょうか。

ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○書記（星 憲君） 次回12月の定例会につきましては、12月26日木曜日午後4時から開催する予定でございます。場所につきましては市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時50分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 杉 山 昌 行